

第四十六回国会
衆議院

オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録 第四号

昭和三十一年四月七日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事伊能繁次郎君 理事上村千一郎君

理事小平 久雄君 理事中嶋 英夫君

理事永井勝次郎君

海部 俊樹君

川崎 秀二君

四宮 久吉君

小松 幹君

穂積 七郎君

柳田 秀一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

國務 大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

總理府事務官

(内閣總理大臣)

官房審議室長

法務政務次官

法務事務官

(入国管理局長)

大蔵事務官

(理財局長)

文部事務官

(文部事務官)

文部事務官

(文部事務官)

文部事務官

(文部事務官)

文部事務官

(文部事務官)

文部事務官

(文部事務官)

文部事務官

(文部事務官)

文部事務官

(文部事務官)

(オリンピック東京大会組織委員会事務次長) 村井 順君
(東京オリンピック委員会資金財団) 近藤 直人君
(事務局) 事務局長

三月十三日

委員阪上安太郎君、平岡忠次郎君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として森義親君、中嶋英夫君及び永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月七日

委員地崎宇三郎君及び板川正吾君辞任につき、その補欠として小山市二君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小山市二君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び板川正吾君が議長の指名で委員に選任された。

四月七日

理事阪上安太郎君及び平岡忠次郎君三月十三日委員辞任につき、その補欠として中嶋英夫君及び永井勝次郎君が理事に当選した。

四月三日

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出第一五四号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

参考人出頭要求に関する件

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出第一五四号)
オリンピック東京大会準備促進に関する件(大会関係者並びに外客の入国問題)

島村委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任に関する件についておはかりいたします。

去る三月十三日、理事阪上安太郎君及び平岡忠次郎君の理事辞任に伴いまして、たゞいま理事が二名欠員になっております。この際、その補欠選任を行なうに存じます。先例によつて委員長において指名することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、中嶋英夫君、永井勝次郎君を理事に指名いたします。

島村委員長 次に、去る三日、本委員会に付託になりました内閣提出、オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案を議題とし、審議を行ないます。

オリンピック東京大会記念のため

千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

政府は、昭和三十一年に開催されるオリンピック東京大会を記念するため、臨時通貨法(昭和三十一年法律第八十六号)第二条に規定するもののほか、千円の臨時補助貨幣を発行することができ、

前項の規定により発行する千円の臨時補助貨幣は、二万円までを限り、法貨として通用する。

第一項の規定により発行する千円の臨時補助貨幣の素材、品位、量目及び形式は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の規定により発行する千円の臨時補助貨幣については、造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第九条に規定する補助貨幣として、同法の規定を適用する。

理由

オリンピック東京大会を記念するため、千円の臨時補助貨幣を発行することができ、千円の臨時補助貨幣を発行することとすることが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

島村委員長 まず、本案の趣旨について政府の説明を求めます。田中大蔵大臣。

田中大臣 ただいま議題となりましたオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本年十月、東京において開催されるオリンピック第十八回大会を記念するため、政府は、新案の百円臨時補助貨幣を発行することといたして、オリンピック東京大会記念の意義を一そう高め、見地から、今回さらに、諸外国におけるオリンピック記念貨幣発行の例をも考慮いたしまして、これらと比較いたしまして、遜色のない、より高額の貨幣を発行することとし、現在臨時通貨法によつて発行を認められております百円以下の臨時補助貨幣のほかに、特別にオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行を行ない得ることとしようとするものであります。

なお、この千円の臨時補助貨幣は、他の臨時補助貨幣の例にならぬ、二万円を限度として法貨として通用することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

島村委員長 以上をもちまして、政府の趣旨説明は終わりました。

○島村委員長 これより質疑を行ないます。

○柳田委員 この補助貨幣の件は、オリソビツク組織委員会に議題になりまして、政府のほうに組織委員会から要請しておいた件でございますが、今回政府のほうで法律案を出されたことは、その点においては組織委員会の要請にこたえられたと思うのであります。

○田中事務大臣 日本において記念貨幣を発行した例はございません。この法律が通って発行するとなれば、これが第一号になるわけでございます。

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年二月末で二百九十二億円となっております。

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

が、このほうの計画はどうなっておりますか、それもあわせて伺いいたします。

○田中事務大臣 御承知のとおり、百円の記念貨幣ということは考えております。これは御承知のとおり現在の百円の図案を改めるだけでござい

○柳田委員 私ここに先般オーストリアのインスブルックで行なわれました

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

たします千円は、大体いまのところ千五百万枚というものを予定いたしてお

○柳田委員 私ここに先般オーストリアのインスブルックで行なわれました

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

よって、国内の補助貨幣の量は減りま

○柳田委員 私ここに先般オーストリアのインスブルックで行なわれました

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

ますか。何か新聞によると、デザイン

○柳田委員 私ここに先般オーストリアのインスブルックで行なわれました

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

○柳田委員 したがって四分の一弱ですね。

○田中事務大臣 この種の記念通貨は、確かに退職される率が非常に多いということは考えられるわけでござい

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの百円の流通高でございますが、三十九年

の記憶が間違っておるかもしれませんが、たぶん金が十四匁くらいなもの

ものを、ただ差し上げるといふわけに
いかぬので、契約をした価格で仕切る

この法律はお通しくださるならひと
ます。

○島村委員長　ちよつとこの際おはかりいたします。

じまして発売されるということで、広く皆さまの手に渡るように配慮いたし

ております。

それから大会当時でございますが、外国人の方も見えになるわけでございますので、それらの方に対しては、この数量では足りませんので、実は造幣局のほうにもお願いいたしました。さらに増量をお願いしております。数は、金のほうで二万、銀のほうで十

万、それから銅が二十万、全部で三十二万個、これは増量分としてお願いいたしました。このうちから外国の方に

お渡しできるように配慮いたしております。

○永井委員 もうけのトータルは、近藤参考人 金が十四万五千で、銀が四十万、銅が六十万といたしますと、納付金の合計が五千五百万の予定でございます。

○永井委員 大蔵大臣に伺いますが、銀貨のデザインについて決定するまでに、幾通り審査されて、その中からこのデザインの特微というようなものはないか、選定経過を伺います。

○田中務大臣 百円銀貨においては、大体応募数が三万点、この中から一点をいま審議会にかけまして決定をさせていただくという段階でございます。千円については、いま御審議をいただいております。いま御審議をいただいております。いま御審議をいただいております。

○永井委員 さらに伺いますが、いまのところ大体発行予定の数量を限度として、金で原価幾ら、銀で幾ら、銅で幾ら、それぞれどのくらい差益金があるのか、その計算を示していただきたい。

○近藤参考人 原価を御説明申し上げます。金は、発売価格が五千円であります。地金代が三千八百六十円、製造工賃が百八十八円、ケース代、宣伝費等が百二円、卸手数料が二百円、小売

手数料が四百五十円、納付金が二百円、合計五千円。銀について申し上げますと、銀は八百円の発売価格でございますが、地金代が三百四十円、製造工賃が百五十円、ケース代、宣伝費が五十五円、卸手数料が百円、小売手数料が百五十円、納付金が五十円、発売価格が八百円。ついでに銅を申し上げますと、銅は発売価格が二百円でございますが、地金代が十三円、製造工賃が七十二円、ケース代、宣伝費が三十五円、卸手数料が三十円、小売手数料が四十円、納付金が十円、以上でございます。

○田中務大臣 通貨及証券模造取締法」というのがございまして、そういうものはつくってはいかぬということでございます。しかし、オリピックの五輪マークのように、非常にきびしいという法律できめてございまして、これを少し変形させてよろしきに染め抜くとか着物の柄にするとか、そういうことまでは取り締まれないわけでありまして、一万円札の柄で着物をつくったって悪くないわけでございます。ただ、同じようなものをつくって貨幣と見間違ふようなことがい

かぬ、こういうことでございまして、登録商標式にして、絶対にそういうものは着物の柄に使ってはいかぬというふうな厳密には考えていないわけでございます。

○田中務大臣 これは採用いたしました。貨幣でございますから、貨幣類のものに使ってはならない、こういうことがあるわけでございますので、それで十分なわけでございます。

○佐々木(良)委員 普通の貨幣類のものを使つてはならぬことは当然でありますけれども、いま柳田君が話しがあつたように、まず少なくて、これがある枚数をふやさなければならぬような状況にまでなるとするならば、この意匠を使つていろいろなこと

が僕は考えられるような気がするのです。貨幣そのものをまねなくても、その意匠自身、エッチングをまねて、ペリダントみたいなものをつくつたり、いろいろなものができると思うが、そういうものはかまわぬのか。

○田中務大臣 それはかまいません。それからメダルのほうの方に伺いたいのですが、この点については、それとも同様なことを考えておられるのか。

○田中務大臣 それはかまいません。それからメダルのほうの方に伺いたいのですが、この点については、それとも同様なことを考えておられるのか。

○田中務大臣 「通貨及証券模造取締法」というのがございまして、そういうものはつくってはいかぬということでございます。しかし、オリピックの五輪マークのように、非常にきびしいという法律できめてございまして、これを少し変形させてよろしきに染め抜くとか着物の柄にするとか、そういうことまでは取り締まれないわけでありまして、一万円札の柄で着物をつくったって悪くないわけでございます。ただ、同じようなものをつくって貨幣と見間違ふようなことがい

かぬ、こういうことでございまして、登録商標式にして、絶対にそういうものは着物の柄に使ってはいかぬというふうな厳密には考えていないわけでございます。

○佐々木(良)委員 にせ金みたいなものをつくるな、こういう意味の法律だと思ふのです。そうでなくて、いま言つてゐるのは、この貨幣自身が、金の効用よりも、記念品の効用のほうがだんだん多くなるだろうという感じがした場合には、それを銀でつくつたり、それを少しうまいこと金で、ぐあいが悪いかもしれないが、似たようなものでつくつて、要するに記念品としての価値をその意匠でとるという

こと、それともかまわぬといえればかまわぬというふうなものであるが、どうですか。

○田中務大臣 それはかまいません。そういうのは通貨と間違ふわけでありまして、千円の表示であつて、銀は九百二十五分だとか、直径は三十五ミリだといつておられますが、四十ミリのものをつくつたつて、国民は貨幣と間違ふおそれが多分にはございまして、貨幣と間違ふようなメダルをつくつたり、そういうことはこの類似取締法にひつかかるわけでありまして、では一尺のものでもつくつたらどうか、こういうことになりまして、貨幣と間違ふないものであれば常識的にいわけでありまして、貨幣と見間違ふというおそれのあるものはこの法律にひつかかる、こういうことであります。

○佐々木(良)委員 たとえばバッジ、ペンダント、カフスにつけるもの、そういうものは、ここに書いてある絵、あれをそのままみたいのを使つてもいいですか。

○田中務大臣 悪いというほど厳密な規定はないと思ひますが、あまり好ましくないということは言い得ると思ひます。同じことで、いま一万円札と同じものをカフス・ボタンにするということは、これは常識の問題でありまして、これを取り締まるということとは法律上はできないと思ひますが、そういうことは好ましいことではない。国民のモラルの問題だと考えます。

○佐々木(良)委員 そのメダルのほうについて重ねて伺います。これは別にいい悪いじゃなくて、実際に、先ほど

柳田君が言つたように、通貨の価値よりも記念品の価値があるとするならば、金の関係よりも、女の子では、ぶら下げるほうが価値がある。男の子のほうでも、バッジとかカフスにつけるもののほうが価値がある。したがつてなおさら、宣伝の価値があるという観点に立つならそれでもいいかもしれぬけれども、何か貨幣類的なものをつくつてはいかぬということ、むしろ記念品の意味があるのだから、その記念品的な意味を、貨幣的な意味でなくとも、似たようなもので使つていいか悪いかという基準、ちょっと私はいまの答弁だけではわからぬような気がしますが、私どももまた検討してみたいと思ひますが、いまのメダルのほうは、似たような意匠を幾ら使つてもいいという感じでおられるのでしょうか。

○近藤参考人 記念メダルのほうは、デザインは組織委員会のボスターの意匠をとつておるわけでありまして、これは倉倉雄策氏のデザインでございます。したがつていまして、そのメダルをペンダントとか何かにお使いになることは押えられないわけでありまして、これは自由だろと思ひます。

○田中務大臣 この際一言申し上げますが、先ほど柳田さんもあな

たも、記念的な趣旨が非常に強い、こ

う言われましたが、これは正式な審議

でございますから、一言政府側の考

え方を申し上げます。これは貨幣でありますから、記念的な要素は確かに加味されますけれども、あくまでも貨幣であるという考え

発行反対論が非常に根強いのでありますから、いやくも国の通貨であるというものであって、一般的通貨であつて、その上に記念すべきものを加味したものであるという考え方を前提にしております。

○島村委員長 川崎秀二君。

○川崎(秀)委員 私は一つ批評、注文をしておきたい。これは質問じゃないのです。

資金財団からすでに発行したこれは本物でしょう。このデザインくらい低劣なものはない。これは極言すれば、終戦直後の山手線の電車に乗り込もうとするかつぎ屋が四人集まったようなものをつくつて、こんなものはよほどでないと買わない。われわれも買うのはやめた。この席上ではつきり申し上げておくが、実に低劣なものをつくつて、これで記念メダルなどというようなことでは、オリンピックがへそで茶をわかつことになるので、何とかこれをいまからでも直すことはできないものか。これはかつぎ屋を四人応援しているような姿です。インスブルックのメダル、これは貨幣ですね、これは非常にすつきりしておつて、スキーのジャンプの姿がそのまま出ているわけですね。田中大蔵大臣のほうにお願いしておきますが、せめて貨幣のほうでもすつきりした姿でお願いしたい。やはりオリンピック大会のことですから、マラソンだとか、あるいは投てきがいいのです。大体はギリシヤ時代から、円盤や砲丸を投げておる姿が一番記念的なものになる。これは質問ではないのです。注文を申し上げておきますが、文字は日本語と英語が入るわけですか、それだけ……。

○田中国務大臣 日本の彫金技術といひますか、これが優秀であるということは、世界に名があるわけでございます。でありますから、りっぱなものをつくりたいという考えでございます。意匠はまだ考えておりませんが、いまお話もありましたし、裏にローマ字を使ふということでありましようが、意匠を決定する過程において十分慎重に配慮したいと思ひます。

○島村委員長 他に御質疑はございせんか。——なければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○島村委員長 次に、討論に入る順序でございますが、討論の申し出がございませんで、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任をお願いいたします。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 次に、オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録第四号 昭和三十三年四月七日

事務総長と謝野秀君、同事務次長村井順君、東京オリンピック資金財団事務局長近藤直人君の諸君を参考人として出席を求めております。

次に、大会関係者並びに外客の入国問題について質疑の通告がありますので、これを許します。柳田秀一君。

○柳田委員 委員長、法務大臣をお願いしておいたのですが、見えておりません。政務次官が見えておりますが、別に天竺政務次官がどうこうというのではあります。法務大臣に答弁願ひたい。佐藤担当大臣が来ておられますが、事入国問題になつてきますと、オリンピック担当大臣の所管じやなしに、明らかに法務大臣の所管になるのじやないですか。

○島村委員長 実はそういう要求が前からありましたので、法務大臣をさし招いたのであります。きょうは衆参両院に法務委員会がありまして、そちらに呼ばれておりますので、まだこちらにお見えになつておりませんけれども、入国管理局長小川政府委員、天竺法務政務次官がお見えになつておりますので……。

○柳田委員 この問題は、私のほかに同僚穂積七郎君も質問いたしますが、もしもそれで不十分なところは後日に残すことを留保しておきます。そこでお尋ねしますが、これは局長、政務次官よりも、オリンピック担当相にお尋ねいたしますが、今回の東京オリンピックに対して、政府としては、共産圏と自由圏との間に、選手、役員、報道関係あるいはそのほかの関連した人の入国等の問題で、オリンピック精神に従つて全然差別なしに扱うておられるか、それとも差別をされ

ておられるか、その辺のところをお伺ひします。

○佐藤國務大臣 御承知のように、オリンピック大会は、オリンピック精神にかんがみまして、政治的には一切区別をしない、こういう考え方でございします。そこで——それだけいいかと思ひますが……。

○柳田委員 そこでからあつた伺ひたのであります。共産圏の中でも、国交のある国は問題がないと思ひます。問題のあるのは、東独と、特に北朝鮮なんです。ここに問題が出てくると思う。しかも東独の場合は、御承知のように西独と統一チームで選手団を派遣する。朝鮮の場合は、ずいぶんIOCのほうで統一チームの編成に努力したのでありますが、どうもこれは韓国のほうで、率直に言つと、少し我が強過ぎている。その結果、不幸にして別個のチームでやつてまいる。すなわち、IOCのほうでは、ノース・コーリアとサウス・コーリアという呼称で来る。そうなつてくると、そこで国交のない国、すなわち、東ドイツ及びノース・コーリアという二つの国に対してかなりデリケートな問題が政府の間であるだろう。現に法務省のほうではかなり神経を使つておられるやに仄聞しておる。したがつて、ここで端的にお尋ねいたしますが、東独は選手団が西ドイツと一緒に来ます。役員も一緒に来る。報道関係も一緒に来る。北朝鮮の場合は別個に来る。選手団に対してまでも政府は、まさかインドネシアがあるまいし、ノーとはおそろく言わぬと思ひますが、今度はそれに對して、北朝鮮と日本とは一衣帯水ですから、九月ごろからかなりの応援団が来ると思

う。現にこれの入国に政府は頭を悩まされておられるのです。選手団はまさか問題はないだろう、役員も問題はないだろう、報道関係もまあ問題ないだろう、一番問題になるのは、応援団としてかなりの人間が——特に北朝鮮には御存じの女子に辛金丹という金メダル候補がおるといふことになると、必ず応援団を繰り出してくるのではないかと。そのときに、おまえさんのところの応援団は入国を認めないということになると、またジャカルタの二の舞いをやられたらたいへんだと思つて質問をするのです。そういう場合には、北朝鮮であろうと韓国であろうと、政府としては差別なしに入国をお認めになりますかどうですか、端的にお尋ねいたします。

○佐藤國務大臣 端的にお答えいたしますが、とにかく、承認してゐるとか、あるいは国交がある国、この場合には問題ございません。しかし、国交がなくとも、IOCに加入している、こういうようなものについては、先例がありますので、先例どおりやろう、こういう考え方でございします。したがつて、オリンピックを構成する選手、役員等につきましては、これはもう無条件で入れるということでございます。しかしながら、その他の者につきましては、これは当然他の手続上の問題がある、かように御了承いただきたいと思ひます。

○柳田委員 その他の者については先例をもつてやる、こういう意味ですか。

○佐藤國務大臣 その他の者ではなくて、オリンピックを構成する役員、選手については先例によつてやる、かよ

うに申しておるわけでありませう。

○柳田委員 そうすると、その他の者は、これはだいたい問題があるらしい。いまことを濁されたのですが……。

○佐藤内閣大臣 応援団として当然入国さす、こういうわけにはまいりませう。北鮮に対しては、開会式あるいは閉会式、あるいはまたその他の競技について、それぞれ切符を売り出してありますから、その範囲において入れるわけでございます。そうして、その切符を持ったからといって、それで無条件だというわけじゃございませう。

○柳田委員 問題はそこだ。要するに、応援団というのは一番わかりやすいことばで私は言っておるので、たとえばアメリカの選手が来る。アメリカはオリリンピックがあるがなからうが観光団が秋なんか日本に繰り出してくる。たまたま、一九六四年十月の観光団というものは、観光団であると同時に、オリリンピックをやるときに、入場したらそのほうの応援団に変わるわけです。これは当然のことなんです。そういう意味なんです。したがって、北鮮なら北鮮から日本に開会式にぜひ切符を買ってきたい、あるいは辛金丹の出る陸上にはぜひとも大量に応援したい、まあアジアで金メダル候補といたたら、台湾の楊伝広とか、北鮮の辛金丹、これは世界的に有名な選手ですね。そうすると、その出る種目等には、当然かなりの熱狂的な観覧者というのですか、その国の観覧者、台湾な

ら台湾の観覧者、北鮮なら北鮮の観覧者——そういう場合には台湾はよろしい、アメリカならよろしい、北鮮はちょっと待った、おまえのところは国交が回復していないのだ、ちょっと待ったということをや法務省のほうでどうやらおやりになるような気があるから、私は尋ねているのです。法務省のほうはどうですか、そういうことは、オリリンピック憲章の精神に従って、やらないと、ここでそういうふうにはつきりおっしゃいますか。

○天竺政府委員 先ほど担当大臣からお答えになりましたとおり、国交未回復の国から来る応援団とか観客というもののについても、原則としては入国を認める方針でやっております。しかし、お話しした北鮮からの人については、制限にするかということについては、そうでなしに、いろいろな点から検討をたていまして加えて制限をしたいということに進んでおります。

○柳田委員 それではもつとはつきり政務次官にお尋ねしますが、自由主義の国は、これは入場券なり、そういうホテル等の資料が整ってあれば無制限にお認めになりますか。条件が満たされた場合には……。

○天竺政府委員 条件が満たされた場合にはそういうことになると思っております。

○柳田委員 そうしますと、共產圏の中で国交の回復しておる国において、条件が満たされた場合には制限はされませんか。

○天竺政府委員 これらの点についてはいろいろ検討をしておるところでございます。

○柳田委員 そうすると、三つの段階があるわけですね。自由主義の国で国交の回復した国においては、これは条件が満たされたならば無条件で入れる。条件というのは、ホテルのほうの契約もできておる、入場券もそれと同じにあるという者に対しては、これは無条件だ。それから共產圏である、たとえ国交が回復しておつても、これはどうも無条件ではなさそう。それから共產圏で国交の回復していない国に対しては、いろいろ検討をしておるけれども、条件があるのか、無条件か、そこまではつきりおっしゃらぬ。こういうことは、政府みずからオリリンピック精神を冒瀆しておると思うが、どうですか。

○小川政府委員 それでは入管局長からお答えをいたします。

○柳田委員 国交のない国からの観客の入国問題の御質問でございますが、これはやはりオリリンピック大会というものの本来的な性格と申しますか、政治とスポーツとは完全に切り離すというオリリンピック精神に基づきまして、できるだけ広く開放するというのが根本の趣旨であることは、私もよく存じておるのでございます。しかしながら、国交未回復国の選手、役員、報道関係は、もちろん、オリリンピック憲章、オリリンピック規約に従いまして平等に扱って前例どおりやっておる次第は、ただいま担当大臣からお答えのとおりでございますが、オリリンピック憲章そのものには、私どもの伺っておりますところでは、一般の観客につきましては全然触れておりませんし、また前々大会以来の傾向からいたしまして、各国ともこの問題につきましてはある程度制

限を加えた前例がございます。詳しくは資料がございますが、簡単に申し上げても、前回のローマのオリリンピック大会におきまして、やはり東欧共產圏、東独を含めまして、ある種の制限を加えておりました。したがって、わが国といたしましては、特にこの問題につきましては、日本国の環境から考えまして相当慎重に扱わなければならぬということ、経理府のほうで肝いりをなされまして、われわれ関係各機関が十分慎重に協議を続けてまいりました次第でございます。その結果、オリリンピック憲章には直接何らの関連のある問題ではないけれども、しかし全然観客を疎外するということは常識に反するという結論が大勢を占めました結果、原則として未承認国の観客をも入れるという方針が確立いたしました次第でございます。そこで現在、それではどの程度のものを入れるかという問題につきまして、目下慎重に検討中なのでございまして、もちろん、人数のほかに、いろいろ入国の諸手続などもございまして、しかも切符の発売は組織委員会のほうがおやりになることでもございまして、政府側といたしましては、組織委員会が切符を発売される上の参考としていろいろな意見を申し上げておる段階でございます。

○柳田委員 それはさかさまであつて、組織委員会のほうは、政府の方針がきまらぬものだから、切符の発売が順調にいかないという。政府のほうで、北朝鮮といえども、韓国と同じように、日本に今度応援に来たい、あるいは日本のアジアにおける初めてのオリリンピックの祭典を自分で見聞したいというような人には入国許可を与え

るということならば、これはほとんど切符のさばきもつくのでありますけれども、政府のほうもたまたましておるものから、組織委員会自体が困つておる。これはいまのあなたのお話は逆です。

○天竺政府委員 先ほど政務次官が言ったように、自由諸国は、ホテルも切符も無条件に、条件の整つておるものは無条件に入れる。ところが、共產圏の連中はそこでもまず制限をつけるということ、これはどういうことですか。

○天竺政府委員 自由圏、共產圏については区別をいたしております。〔それではさっき言ったのは間違いだね〕と呼ぶ者あり。さっき言ったのは間違ひであります。ただ、入場券の割り当て等についてはいろいろ未承認国については検討をしておる、こういうことでございます。

○柳田委員 それでは、その未承認国については検討をしておる、その検討というのは、どういう点を検討しておるのですか。たとえば、入れたならばどういふ点がまずいのか、入れたならばどういふ点がプラスになるのか、マイナスになるのか、プラス、マイナス相殺してこれだけ残る点が残るといふ、そういう検討の点を言ってくたさい。単なる検討ではない。やはり具体的な、こういう場合はこうだ、こういう場合はこうだといつて検討しておられるでしょう。その検討は、どういふ点を検討しておられますかということをお聞かせ。

○天竺政府委員 この点については、各種の方面からいろいろと検討を加え

ております。

○柳田委員 その各種の方面をここで言ってください。一時間はかからないでしょう。二十分かつてもいいし、三十分かつてもいいから、その各種の方面から検討してというのはどういうことかというのを言ってください。

○小川政府委員 ただいま政務次官から、いろいろ検討中であるとお答え申し上げた次第でございますが、一例を申し上げますと、この切符の割り当て、発売数の問題について申し上げますと、すでに御承知のとおり、開閉会式の割り当て、それから一般の競技の各平日割り当てというふうな問題があるわけでございます。そういう場合、開閉会式の割り当てをどうするか、一般平日分をどうするかというふうな問題につきまして、大体の考え方は、組織委員会のほうへたしか総理府のほうから申し上げてあると私は考えております。

それからまた、現実にとえば国交未回復国から日本に入国する場合にどういう手続をとるか、特別の手続をとるか、あるいは一般的に従来やつておりました手続どおりやるか、そういうことまかい問題につきまして、目下検討中でございます。

○柳田委員 目下検討中の内容を言ってくださいと言っておる。もしも国交未回復国に対して、そういうものを無条件に入れるかどうかという点がまずいのか。オリンピックという特殊の条件です。私は聞いておるのです。こういうオリンピックの特殊の条件下においても、国交未回復国に対してそういうような手続をとると、将来外交上こう

いう問題が起こるのだ、将来法務省の入国管理の手続上こういう悪い問題が起こるのだ、日本でオリンピックを開くのは百年に一遍ですから、私は前例にならぬと思うが、しかし、お役人さんとしてはこういう点がまずいというのなら、それを具体的な例でお願いします。これは国会ですから、国会では具体的な例をおっしゃってください。

○小川政府委員 どういう点がまずいのかというお尋ねでございますが、まず根本的に、一般観客の入国についてこれを原則として認めるかどうかという問題は、これは一窓口でございます。入管局の独自の立場で定められるものでございませぬ。いろいろと入国管理の面におきまして、私も自身として、関係の機関とは始終打ち合わせをしてきめておるわけでございまして、特にこのオリンピックの観客の入国問題と申しまして、やはり一般人の入国問題というものと同一である、こう考えたいわけでございまして、したがって、日本国として内外諸般の情勢を考慮した結果そういう結論に到達した次第でございます。おそらく御質問の趣旨も、その根本の政策の問題についてであろうと思っておりますが、これは結局、従来の一般人の入国問題に対してどういふふうな特別に扱うかという見地からいたしまして、最終的には入れるという方針がござりました。その上その細目については、ただいま申し上げましたように、慎重に検討中だ、こういうことなっております。

○柳田委員 君の答弁を聞いていますと、ダンがらをしゃぶっているように、何もない。要するに、どういふ点を具体的に検討しているのかというところをお答え願いたい。そういう点は、どういふ点だ、それを具体的にお願いします。経過とか、そういうことは要りません。どういふ点がまずいと率直に言ってください。

○小川政府委員 重ねての御質問でございますが、やはり経緯を申し上げなければならぬわけでございます。思つて申し上げたのでございますが、やはり、外交上も内政上も、オリンピックの際とはいへ、いろいろな影響があるというためにいろいろ検討している、こういうことなものでございまして、それ以上につきましては何も申し上げられないわけでございまして。

○柳田委員 いろいろの影響というものは、われわれはそんなことはわかりませんが、先ほどの入国管理局だけではきめられぬということですが、どこどこがそういうことをきめるのですか。政府はどこで責任を持つのですか。閣議ですか、法務大臣ですか、どこですか。

○松永(勇)政府委員 出入国につきましては、御承知のとおり法務省が責任を持っておるわけでございます。それから外交関係といたしましては、外務省が関係いたしております。オリンピック関係としまして、私の審議室のほうで全体の調整に当たっているという関係で、本件の出入国が、他の一般に於ける出入国と違つて、オリンピックに於ける特殊なものであるという関係から、その三省がこの連絡調整に当たつて意見を固めつつあるという段階でございます。

○柳田委員 それでは佐藤担当大臣にお尋ねいたしますが、北鮮はまだ国交未回復、しかも共産圏ですが、今度は選手、役員外にかなりの観客も来るものと予想される。それは一般人の場合ですが、一般人に対してはある程度の制限はあるが、ある程度入れることに政府としてはおきめになったのですか、どうですか。

○佐藤国務大臣 外国からこちらに来るといふ人は、選手、役員、これはオリンピックを構成しているのですから、その構成員であるという意味においてこれは無条件であります。その他の客につきましては切符の割り当てをするわけです。その間に、未承認国と承認国、あるいは自由国家群と共産圏、こういう区別はしない。各方面で非常な要望が強うございまして、狭い場所に対して切符を割り当てるについては、これはたいへんな手数でございまして、そういう点を組織委員会において担当しておるわけでございまして、先ほど来お話をしておりましたのは、共産圏に対して、特に国交未回復の国に対しては一切入国を断るんじゃないか、こういうことであつたらうと思つていますが、ようやくその点は、法務省も、また外務省も、オリンピックは特殊なものだから、それはよろしいじゃないか、こういうことで、切符の割り当てをするという方向に踏み切つたわけでございます。そこで、各国の要望数とにらみ合つて、今度は最後に、何十枚、何百枚を割り当てる、こういう順になるわけでありまして、それが開会式あるいは閉会式の場合には幾ら、また個々の競技については、自分たちの欲している競技種目があるだろう

が、そういう面に対しての切符の割り当てをする、こういうことでございまして。オリンピックとしては、そういう意味で、数の多い少ないは別として、とにかく入れるということには踏み切つた、この点は、先ほど来申し上げておるように、これはたいへんな決断を要したことだと思つております。おそれ、皆さんのほうから見れば、オリンピックであるから、何ら入国手続を必要としないで、切符さえ持つておればそれでいいじゃないか、こういうことが話したいのでございまして、それが、それは先ほど来申し上げるやうに、入国管理令そのもの、いわゆる普通時における入国とオリンピックの場合の入国、それを特に区別するかどうか、こういうことでたゞいま議論をしておるわけでありまして。ただいま申し上げるやうに、切符そのものについて枚数に限度があるだろう、したがつて、その意味では中身を精査する必要はないだろう、こういうことだろうかと思つております。しかし、管理令の上から申せば、これはいろいろ国内に影響もあるだろうし、特にオリンピック時にオリンピックだということである、それがきてもそれは困るだろう、それが一切のオリンピック以外の行動をしないというわけのものではないのでありますから、そういう意味の入国手続、これはやはりあるだろうと思つております。先ほど来申し上げるやうに、くどく申しますが、選手、役員は無条件であります。しかし、その他の一般観客については、普通時の入国、そういう手続がありまして、切符を持つておりませんが、そのほうを要するわけにはいかないだろう、かように私は考へて

おります。しかし、まだその点については結論が出ておるわけではございません。

○柳田委員 この問題はさらに同僚の穂積君から質問いたします。

政府のほうにひとつ伺いますが、聞くところによると、北朝鮮のNOC、日本では、日本オリンピック委員会といふものがありますが、それと同様の委員会から、七人ばかり、事前の調査、準備等役員を日本に派遣したい、こういう要請があるのです。これは当然だと思つて、日本でもオリンピックに対して、ローマ・オリンピックの前に日本オリンピック委員会の役員が調査に行くのは当然だと思つて、それをすらすら政府のほうでは入国に対して難色を示しておられる。今回のオリンピックは「世界は一つ東京オリンピック」でありますが、特に標榜の中に、「アジアにひろく平和と友情の祭典」といふふうな標榜が圧倒的に多いのです。したがって、アジアで史上初めてのオリンピックが開かれるのですから、少なくとも近隣国ぐらゐは喜びをともに分け合いたい。たとえその国が共産圏であるうと、国交未回復国であつても、オリンピック精神に従つて、アジアで初めて開くところのオリンピックといふものは、アジア民族みんながともに味わいたい。それならば、北朝鮮のNOCから七人ぐらゐの調査団が派遣されるのは当然だと思つて、それに対してすら難色を示しておられるのは一体どういふことか。法務省はそういう問題に対してはすみやかに日本のオリンピック委員会と相談されて、そして調査されるのは調査されて、ベスト・コンディションでわれわれ

の友邦の選手が来て——こういう民族意識は出たくありませんけれども、アジアの民族が日本のオリンピックに堂々と活躍してくれることを期待しているのです。それに対して水をかけるような政府の態度はふに落ちないのですが、どうですか。

○佐藤國務大臣 ただいま仰せのような御趣旨でオリンピックの事前の調査に来る人は扱つたらいいだろう、かように私も考えておりますので、ただいまいろいろの経緯があるやに申されましたが、それが正式な手続を踏めば必ず許されるだろう、かように私は期待しております。

○島村委員長 穂積七郎君。

○穂積委員 私は、オリンピック大会の準備状況全体について、それから選手の強化対策等についてお尋ねしたいのですが、きょうは時間がありますので、いま議題になつております入国問題にしばつて簡単にお尋ねいたしますから、時間を要しないように簡潔な御答弁をわすらわしたい。

最初に、組織委員会のほうにお尋ねいたします。

四月二日の一部新聞におきましては、組織委員会は、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国オリンピック委員会に對し、入場券の種目、枚数及びエージェント、それから調査団に対する希望等々について審議をされました結果、近く北朝鮮に対してその通告をして回答を求めるといふことを決定したといふことが報道されておりましたが、これは事実でございますか。

○与謝野参考人 お答えいたします。新聞に報道されましたことは事実でございます。目下北朝鮮のNOCに

ろいろの照会中でございます。

○穂積委員 その照会の文書は幾日に御送付になりましたか。

○与謝野参考人 四月三日に發送したのであります。ただ、先ほど柳田委員からお尋ねのありました視察団の件につきましましては、文書のほかに、電報で要領を通告してございます。

○穂積委員 そのデットは同日でございますか。

○与謝野参考人 電報のほうは一日おくれております。

○穂積委員 ついでにお尋ねいたしておきますが、東京大会に参加予定国でまだ調査団の招待または入国のおくれ

ている国は、朝鮮民主主義人民共和国以外にございますか。

○与謝野参考人 オリンピックの事前の調査のために視察団を派遣した国は相当あるのでございますが、これも一括してNOCがあらゆる状況を視察するために送つた視察団といふものは、フランスとかあるいはソビエトの、昨年十月の国際スポーツ大会のときに参りましたデレゲーションといふようなものはござい

ますが、それ以外に、やはりある種目のエキスパートで、他の種目もあわせて視察に来て、またそれを帰国後オリンピック委員会に報告する、こういう例もあるのですが、視察団を送つた国の数といふものは、ここに資料はござい

ませんが、そうたくさんはないのでござい

ます。昨年国際スポーツ大会のときに、日本と国交のない東独の選手が呼ばれておりませんでしたので、東独のほうから、視察団だけでも入れてくれ、こういう要望がございまして、当初、視察団六人といふことで、政府のほうも入国をはからつてくださること

になりましたが、東独のほうが非常に数がふえまして、結局十一名の視察団が参つたといふことがございます。それ以外に、今回は、これはNOCではなく、政府の体育省と申しますか、そういうところから、オリンピックのため、わりあい規模の大きな視察団をよこしたことがございまして、今回のように、七名というふうな視察団が来たつて来たといふ例は、数えるほどしかないでございます。

○穂積委員 私のお尋ねしたのは、ちよつと趣旨が徹底しなかつたようでありまして、入つておる事実を伺つておるのではないのです。参加予定国で、準備のために事前に視察団または調査団——名前はどちらでもいいけれども、そういうものをぜひ送りたいといふ希望を日本委員会に伝えたのに、いまだこれに対してオーケーを与えていない国がほかにありますかどうかといふことを聞いています。

○与謝野参考人 お答えいたします。そういう例は他にございません。

○穂積委員 そういたしますと、いままで希望が述べられておるにかかわらず、入国に対してオーケーを与えていなかったのは、朝鮮民主主義人民共和国一国だけであるわけですね。

○与謝野参考人 組織委員会として、今日までノーという返事はしていません、入国のために努力しているといふことで今日までまいつております。

○穂積委員 私は、ノーという返事を

出すなどという不当なことがあつたと思ひます。オーケーを出さなかつたという事実は、朝鮮民主主義人民共和国一国に限るわけですね。参加予定国に対して、ノーなんという返事を出す

はずはないのであつて、そんなことを聞いているわけではない。オーケーを出さなかつたということ、つまり延ばしておつたということですね。

○与謝野参考人 昨年、東独の場合には、やはり申し出があつたのは二月でありまして、十月に……

○穂積委員 現在あるかないかということですね。

○与謝野参考人 現在の時点では、ございせん。

○穂積委員 ここで政府にお尋ねいたします。

あえて言えば、オリンピックの問題については、元来は、政治的な差別をすべきではないといふのが原則であると思ひます。これは、政府は、政経分離であるとか、あるいは人道上の問題等々で、北朝鮮に対する態度においても言われておる。スポーツにおきましても同様です。政治的な問題をからますべきではない。インドネシア大会の場合における日本政府の態度もそうである。したがって、われわれは、経過を全部ではない、一部かもしれませんが、仄聞しておりますと、いま問題になつておりました北朝鮮からの視察団派遣については、昨年の暮れ以来たびたび強い要望が日本委員会に伝えられたのに、これが不当に政治的に圧力を加えられておる、こういうふうにはわれわれは理解して、はなはだ遺憾であります。それで、この問題をいま伺いますと、新聞報道のとおり、三日

は四日の日に文書または電報をもつてすでに通告したといふことですか、この問題については済みましたようですけれども、今後他の問題についてこれからそういう政治的な差別が

あるということ、推測にたくありませんので、この点については、先ほどから政府の一般原則として示されたように、他の取り扱いにつきましても無差別、公平にひとつやっていたきたい、これを要望しておきます。

そこで、オリンピック委員会が発送するについては、政府はこれの連絡を受け、政府は了承の上で三日及び統一四日に文書並びに電報を送送されたものと思いますが、そう理解してよろしくございますか。

○佐藤内務大臣 もろろん、手続上は、政府部内の意見を統一してやったこととでございます。先ほど来言われるように、オリンピックの精神というものにかんがみまして、私どもはこれを政治的には利用しない、したがって、関係者一同がその気持ちになつてもらいたい、これを強く要望いたしておきます。

○穂積委員 ただいまの御答弁を了承いたします。

続いてお尋ねいたします。

そういたしますと、朝鮮のほうから回答があるわけですね。まず第一に、時間的な順序でいいますと、調査団をわが国に派遣するという方針が示されるわけでしょう。それに対しては、いままですでに関係のほうから、およそ何人くらいの調査団を派遣したという連絡は事前にあつたと思うのですが、その事実はいかがでございますか、与謝野総長にお尋ねしておきます。

○与謝野参事 北朝鮮のオリンピック委員会から連絡がありましたことは、七名の視察団を送りたいということでありまして、大体七名の入国が認めら

れる原則になつてまいりましたので、その氏名その他を續いて照会しております。

○穂積委員 政府にお尋ねします。

そうしますと、予定されておる今度の七名は、正式回答でもそれが繰り返されるでしょう。それ以上にワクを上げることも減らすこともなからう。そうなりますと、七名につきましては、大体無事に入国が可能であるというふうに理解してよろしくございませうか。

○佐藤内務大臣 七名は、ただいま聞いたところでございますが、先ほど来とる御野郎の話を聞きまして、大体それでいいのじやなからうか、かように私も思います。

○穂積委員 小川入管局長にお尋ねいたしますが、その七名に対しては、入国の際には個人審査をいたされませんか。

○小川政府委員 いままで延び延びになつておりましたけれども、今回政府部内で意見がまとまりまして、一応リストをちょうだいする手はずになつておるようでございます。七名全員を——おそらく各個人につきまして問題はないと思ひますが、一応はふだんの手続によりまして、個人審査と申しまして、一応の個人審査と考へますが、行ないたいと考えております。

○穂積委員 この間、目下中国から来つた南漢使節団について、われわれから見ると非常に不当な言ひがかりをつけて異学文の入国を拒否された。これは個人審査というたてまえでそういうふうになされたのですけれども、朝鮮の場合も中国以上に法務省は特に神経質になつておる。法務省というより、あなたではなくて、む

しろ公安調査庁関係の、偏見を持った諸君が——これは非常に政治性を持つておるわけですが、これらの諸君の不当な圧力に屈せられることなしに、公平に入国を許可されることを佐藤大臣並びに小川局長に要望いたしておきますが、何か御所見がありましたら伺つておきたい。佐藤大臣が締めくくりとして、いいと言へば、大体よからうと思ふのです。実力者があまりけちをつけないうでやつてもらいたいと思ふのです。

○佐藤内務大臣 オリンピックは、先ほど来言われておるように、その精神、これは誤解はないと思ひます。したがって、朝鮮側におきましても、事前の準備委員あるいは調査員、こういうものを派遣するにつきましては、そういう入選をされるだらう、そしてオリンピックの調査、それに限られるだらう、かように私も期待しております。そういう意味において、この問題も問題を起さないうことを希望いたしておきます。

○穂積委員 大体そこらでよからうと思ひますから、あまり神経質にならないうようにお願いしておきたい。

それで、いま柳田君から御質問のありました問題に關連して、續いて具体的ににお尋ねいたします。

先ほどお話がありましたように、まず第一に制限、それから私が第二にお尋ねしたいのは、一般観客についての人数の割り当てが問題になります。第一は、制限の条件についてお尋ねしたいのですが、先ほど来、目下検討中であるという御答弁であつた。わが国の立つておる国際的な環境に従つて、そしてその立場で関係官庁の間で

総合的に検討をしたいと言つておられるわけですが、これはすでにオリンピック委員会の方では、いま調査団に対する許可だけでなく、入場券の種目並びに枚数についても、それからさらに續いて手続上早くしなければならぬのは、エージェンツの指定でございます。他の国ではすでに、われわれの仄聞するところでは、エージェンツが決定されておる。一般に入場券の発売等が行なわれておる。これまた非常に政治性があるじやございせんか。政治性があるのです。すなわち、政治的な不公平さがこども行なわれておるわけですね。いままでのことはあえて伺わないで、前向きにお尋ねしたいのですが、そうなりますと、こ

こで朝鮮なり東独なり、その他の国交未回復国の取り扱いにつきましては、やはりオリンピック憲章の精神に従つて、国際的に内外の世論から見ても合理的である、すなわち納得のいく制限基準というものがなければならぬと思ふ。特に最近の入国問題についての日本政府の取り扱いを見ますと、非常に主観的で、秘密主義で、そしてへんば行ないを行なつておるといふ事実を——例をあげれば切りはありますが、その中で、それは申しませんが、そういうことを、誤解、邪推でなくて、私どもは客観的に遺憾に思つております。すでにオリンピック委員会では、種目、枚数並びにエージェンツの指定まで要望する通知を出しておるわけですね。そのときに、返事がありません。これは手続を進めなければならぬ。そうなりますと、目下検討中だというふうな御答弁では、オリンピック大会の進捗状況では、非常に主観的かつ不当な政治的判

断によつてこれが阻止されておる、こ

う理解しなければならぬ。そういうことはなほ遺憾でありますので、「世界は一つ東京オリンピック」、あるいは先ほど柳田委員の言つたように、平和のためのオリンピックという念願が国内においても圧倒的な世論となつておるわけでありませう。そのときに、世界は一つではなくて、二つや三つに區別をして差別をするということ、これは「世界は一つ東京オリンピック」というスローガンを採用されたオリンピック組織委員会の精神に反する、こ

うふうにお尋ねいたしますので、その制限の条件について具体的にひとつひとつと明確にしたいと思ひます。

そこで私は、ついでに關連をしてお尋ねいたしますが、未回復国のうちで、中国と朝鮮、それから東独、これらについては、いわば第二グループです。国交回復国と国交未回復国の二つに法務省は區別された。そうなりますと、その制限を受けるであろう第二グループの中でいまのたとえば三つの国、あるいはその他あるかもしれませんが、これらの国々において個別的に条件を付されるわけですか、あるいは、未回復国については一般的に各国に共通する制限基準というものを設定されるつもりでありますか、どうか、それを最初にお尋ねいたします。

○佐藤内務大臣 先ほど申し上げましたように、政治的な色分けはしない、そういう原則に立つておる。また、こちらが承認した国を第一の原則として扱いますが、それにいたしまして、IOCに加入しておるものについてはこれは認めていいじやないか、こ

う考え方でございます。したがって、

中共の場合は違いますが、北鮮あるいは東ドイツ、こういうところに対しては、招請状も、また選手、役員の入ってくることにしても、これは了承しておるわけでございます。ただ、穂積さんが御指摘になりましたように、国交上未承認あるいは国交未回復の国でありますために、どうも事務的には幾分早く進まないといひますか、その精神を取り入れて納得して、準備委員会のほうではこれはもう差別をしないつもりでおりまして、なかなか思うようにいかない面があります。事務的におくれているというの、そういう意味のものが多くに思ひます。他の、入場券の枚数、あるいはエージェントをつくる、こういう問題になつてきますと、これは他国との振り合ひもありますので、その間にいろいろ組織委員会でもうしておるものがあるようです。また、エージェントをいかにするか、それにつきましてもまだいま交渉中だろう、かように思ひますが、今日までおくれましたのは、これはやはり国交が未回復であるために事務的におくれている、こういうことであります。組織委員会といひましては、全部あのオリンピックの標語のごとく、世界は一つオリンピックという、そういう意味で平和なオリンピック、またそれを成功させたい、この一念でございまして、こういう事柄で国際上の問題を起したくない、これもやはり成功さすという観点に立てば、しごく円滑に推移すべき事柄のように思ひます。そういう意味の努力をしております。

○穂積委員 原則については、佐藤大臣のはっきりした御方針、それでけ

こうですけれども、そのとおり実は事が処理されてないのですね。私がお尋ねしたいのはこういう趣旨なんです。特に心配いたしますのは、制限の条件をここで明らかにできないというのは、たとえば朝鮮民主主義人民共和国につきましては、日韓会談というものが実は特別にまた加わつてきて、そのグループの中へ入れておられるけれども、その中で特に朝鮮につきましては、日韓会談という政治的配慮が行なわれて、入国の問題がいままで非常におろ、こういふ事実を見ておられる、今度もおそらくはそれでよくあれども、日韓会談は、ごらんのおと、韓国の事情によりましてこれはもう勝負ありで、打ち切りではないというふうなかつこうはつくるうとしておりますけれども、事実上は、特にオリンピック大会をはさんで前後の国際情勢からいいますと、これはもう無関係にお考えになるべき段階にきておるのではないかと、いうふうに思つて、朝鮮に対する取り扱ひ、すなわち、枚数、それから制限、これは未回復国一般として客観的に道理になつた基準によつてさるべきであつて、未回復国の中で特に朝鮮だけを日韓会談の政治的理由によつてこれをさらに差別する、制限を強化するといふお取扱い扱ひは、私はオリンピック精神に反すると思つたので、この際あなたのフェアな精神を生かすためには、事実の上において、これからお尋ねいたします枚数の問題と、それから新聞関係の諸君の入国の問題と、他の国とこれだけ

を区別するという取り扱ひについては、私も了承するわけにいかないのです。そういう情勢判断の中で、先ほど小川局長が言われました、現在わが国の立つておる特別な政治的環境というのか、そういう中に、日韓会談というものが含まれておると思う。日韓会談はいま申しましたとおりですから、ひとつそういうことにとらわれることなくこの際御決断をいただきたい。ひとつ原則について最初に明らかにしておいていただくのです。いかがでございますか。

○佐藤内閣大臣 先ほど来原則について御説明をいたしましたので、原則はそれで承りましたが、かように言つておられたと思ひますが、日韓交渉の途中、いまままで交渉をされておりました際に、韓国のオリンピックの関係者も参りまして、また新聞の関係者も来まして、日本に駐在しておるその連中に対して、オリンピックの担当相として考えることは、在来からのオリンピック大会における経緯もある、先例もあるから、日本においてもその先例どおり扱ひます、別に韓国との交渉をしておるからといって北鮮をいじめるようなことはしませんと申し上げました。また韓国の方々も、北鮮といつてもこれは同一の民族でありますので、自分たちのところからオリンピック大会においてい成績を出してくれば、これは北鮮だろうが南鮮だろうが、そういうところにおかまいなしに、民族的な英雄としての表彰をすること、これはインスブルックの大会においてもすでにそういう先例があります、したがって、そういう点には御懸念のないように、かように申しております。たいへんフェアなスポーツマンシップ、そういう意味で

私も非常に喜んでおりますが、おそろく、この問題は、ただいままでのところ、韓国側におきましても十分理解しておることです、また当方の組織委員会自身も、これで問題を起ささないようにということを考えております。また問題は、日本に駐留いたしておりまた北鮮系だとか、あるいは南鮮系だとか、こういう方々で問題を起しても困る、こういう意味で、成功さす意味においての立場から十分対策もとるが、同時に相手方に対しても理解してもらつて。今日までのところ、よく協力するといふお話を聞いておりますので、私は、ただいま御指摘になりますような問題は、あまり神経質にならなくていいのじゃないだろうか、かように思ひます。ただ、同じような種目で、韓国と北朝鮮とで、たとえばフットボールならフットボールという競技が南北両国民の間の争覇戦になつても、こちらのほうとしては、オリンピックとして非常に困るのですから、そういう意味の事柄はないように注意をいたしますけれども、先ほど来応援団云々と言われると、そういう意味の韓国と北との争ひが競技種目によつてはぶつかるということもあるのじゃないか、そういう場合に、主催国である日本の立場が非常に困るはしないだろうか、そういう立場から、関係者の十分の理解と同情ある処置をしてくれるように、かように申しております。先ほど来お話のございました点は、ただいま準備委員会へ調査に來られればさうにはつきりするだろうと思ひますので、しばらくその問題も経緯を見ていただきたいと思います。

○穂積委員 わかりました。

佐藤大臣はじめ、法務省等委員会に關係のないところもおられますから、この際一言だけ申し上げておきたいので、よくお聞き取りいただきたい。北と南でトラブルが起るかも知れぬというの、原因は南側にのみあるのです。北は私も訪問したことがあるのです。ところが、南のいまとつておる政府の政策については賛成ができないけれども、全朝鮮における全人民的な團結と融和ということについては、北は非常に積極的、しかも友好的にあらゆる問題に提案を續けてきておる。したがって、このオリンピック大会では朝鮮全体の統一チームをつくらうじゃないかという提案は北からされて、南が拒否しているということなんです。したがって、問題が起ることは南側の諸君からであつて、競技の大会におきましても、あるいはその他の入国後の行動につきましても、入国する態度につきましても、北側におきましては、南との対立意識、対立しているの、トラブルを起すとか、政治的な競争をするといふような意識でオリンピックに臨むといふ精神は全然ない。それは過去のあらゆる政策における事実がこれを証明しておる。これはいかに神経質になつておる、北に対しては神経質になり過ぎておるの、政府なんです。だから、与謝野さんもうぞひとつその御理解で、しつかりオリンピック憲章に從つて政府をリードし圧倒するよう、にやつてもらいたいと思ひますので、激励しておきますから、よく理解しておいてもらいたい。

それから議事進行についてちょっと

委員長にお尋ねいたします。私まだこの問題についてだけ四問ばかり質問をしたいと思つてゐるのだが、時間を見ますとだいぶ過ぎておりますし、他の委員の諸兄にあまり迷惑をかけてもいけないので、ちょっと時間の都合を伺いたい。大臣の都合もありまじょうし、それで質問のしようもこれからアレンジいたしますから……。

○島村委員長 十五分ぐらいでやってください。

○榎本委員 それでは、あと十五分ではどうせきょう十分な審議をして満足のいく御答弁は困難と思ひますけれども、問題を提起いたしまして次の機会に御回答をいただく、しかし、きょう御回答のいただけるものは、いまの精神に従つて具体的な御回答をいただきたい、こういうふうに思ひますから、それでは一括して私のほうから質問をいたします。

まず第一に、政府、特に大臣と法務省にお尋ねいたします。

たゞいまの第二グループの差別グループについては目下検討中であるといふけれども、いま法務省も組織委員会の総長も大臣からお聞きのとおり、担当大臣の最高責任者が、オリンピック精神に従つて無差別でいく、公平にいくということを再度繰り返されておるわけですね。そうなりますと、入国について制限グループについて目下検討中ということであるから、これは私はおかしいと思ふのだが、実際は、さつきも言ったように、枚数とかエージェンツの問題まで問ひ合わせておるのに、まだ方針、基準がきまつてないというのでは、何もそんな外交上の問題じゃない。国会に秘密にする必要

はないと思ふんですよ。だから、制限は制限だが、それはどういう基準によつてやるかということをお願いいたします。約束をしておいていただきたいのは、政府関係並びに組織委員会との間で討議をされました後は、制限の基準というものを具体的に次の委員会とか適当な時期にこれをはっきりしていただく、そしていま大臣の御説明のとおり、朝鮮に対してのみ特別な一方的な制限はないという事実が保証されるかどうか。大臣の精神が生きて死ぬかは、皆さんがこれから討議して決定される制限基準によつてきまるわけですから、それはいま検討中なら、私は急いでいただきたい。急いで検討されたならば、次の委員会です。それを客観的に公平なものであるかどうか明らかにしていただきたい、これが第一点。御答弁はあと一括してお伺ひいたします。

第二は、この問ひ合わせにもあります枚数のあれであります。資料としてこの前私ちょっと要求いたしましたし、ここにございます。全部の国についてないわけですね。アメリカなりその他の国については枚数割り当て——これは枚数割り当てでしよう。この資料はそうですね。これは向こうから要求してきたものに対してこっちで決定したというものでしょう。これはありますけれども、われわれが特に心配をしておきたいという国々のものが個別に出ていないわけですね。そこで私はお尋ねいたしますが、個々に向こうの要求数が出て、それを基準にして、国によって何割減、デイスカウントしたものが、パーセンテージが変わりますね。一律何%削るということではない。そ

うすると、要求希望数だけを基準にしたものではなくて、特別に何かまた他の基準があつてこういう数字の割り出しが出たと思ふのです。これは一体いかなる基準によつてなされておるか。向こう側から何人送りたいということでも要求が来て、それに対して全部受け入れたらいいけれども——精神としては入れるべきですね。ところが、残念ながら、いろいろな会場なりホテルなりその他の都合で無制限に全部のむけにいかにぬから、そこで日本委員会のほうで客観的に公平にこれをデイスカウントするということになつてきたと思ふのです。そうすると、要求だけではなくて、デイスカウントしたについては、何かこっちに別の基準があるだらうと思ふのです。一律引き下げではないわけですから。その基準は一体いかなるものによつてなされておるか。そして、いま問題になつておる第二グループについては、ソビエトは国交回復国ですから出ておりますけれども、そのほかの国についての具体的なものが出ておりません。きょうは時間があるならばその基準を伺いたいと思つておつたが、時間がありませんから、これは私の質問として、この次には用意をしてお答えをいただきたい。資料としてお出しをいただきたい。資料は、数だけではなくて個別に全部出してい

たいですね。そして、向こうの要求額については何か日本委員会の基準があるだらうと思ふので、それは一体いかなるものを基準にしてこういう割り当てをされたか、それを明らかにしていただきたいと思ふのです。これが第二です。

第三点は、報道員についての取り扱いでございます。これは一体どういふふうになつておるかお答えをいただきたい。お尋ねをすべきでございますが、報道員は個別にどういふふうに取り扱うつもりであるか、これについても早く政府間の意思統一を具体化して、次の委員会の機会にお答えをいただき、発表をしていただきたい。同時に、その基準につきましても、これは納得のいく佐藤精神に従つてやつていただきたいといふことを重ねて要求いたしておきます。これが第三。

第四は、入国の経路の問題でございます。これはきょうここでお答えをいただきたいと思ふのです。経路につきましては、オリンピック憲章の私の理解によりますと、入国を許した以上、招待して向こうから来るというOKがあつて合意に達した場合におきましては、憲章どおり、近くて安くて安全なコースで入るように入国委員会が協力する責任がむしろあると思ふのです。そうすると、Bグループにつきましても、入国の経路については相手側にまず選択権を与えて差しつかえないのではないかと、こういうふうにお尋ねのす。これはBグループ、アメリカ、ソビエトだけでなく、すべての国を含んで、特別の理由がない限り自由である、もしその変更を要望される場合には、こちらからちゃんとした説明をして、相手方の納得の上で入国経路の変更は求めるべきではないか。一方的にこれでは困るということをお尋ねのす。オリンピック精神に私は反すると思ふのです。そういう意味でこれだけはお答えをいただきたい。

以上四つの問題に対して、前の三つ

についてはあとで御答弁いただきました。第四問については与謝野事務総長からお答えをいただいで、それに対する政府の考えをあとで伺ひたい、こういう順序で御答弁をお願いいたします。第一問からお願ひをいたしますよ。

○与謝野参事人 御質問のありました前の三点につきましては、次の機会に資料をそろえてお答えをいたしたいと思ひます。

第四点、組織委員会に關係のある問題としては、憲章上、役員、選手のためにはなるべく低廉な旅費で来られるようにはからなくてはいかぬということがございますので、経路について、平素使つておられない航空路を使えないかというような照会などは今日まであるのではありませんが、これは十分検討した上で間に合うように処置したい、こう考へております。

○榎本委員 検討した上というのがちょっとつかえるわけですが、具体的に私はお尋ねします。

いま北朝鮮と日本との間は、一昨年

から直航貿易の許可が出て、ほとんど定期的に船は動いておるわけですね。また中国との間も動いておるわけですね。そうなりますと、清津から新満洲港は敦賀へ来る、あるいは陸路を汽車で参りまして、上海または天津から、中国船、または中国、日本あるいは日本商社がチャーターした第三国船で、これがほとんど定期的に動いて、それで客を乗せる可能性のあるキャビンもあるわけですね、その海運法上許される範囲においてこれと乗船契約をいたしまして、門司または長崎その他の港に船の都合で来る、こういうことは、最も近くて安全で低廉なコースでござ

い

いますから、全部香港を回って来なければいかぬというような無理な制限をすべきではないと思うのです。それについて与謝野総長からお答えをいただきたい。

○小川政府委員 ただいま、入国のルートと申しますか、経路についてできるだけ便宜をはかるようにという穂積委員の御質問でございますが、この問題は、やはり率直に申しまして、船、飛行機のルートというふうな問題もございまして、また臨時という考え方もあるかもしれませんが、ただし、船員並びに乗客に対してやはり旅券というものが正式に認められておりませんので、一種の、旅券にかわる渡航証明書というふうな制度をいままでとってきております。そういつた、ごく技術的な問題ではございますけれども、やはりたてまえというものがくずれないという見地からいたしまして、この問題は私ももう少し検討させていただきますたいと考えておる次第であります。

○穂積委員 それじゃ委員長、不十分な御答弁ですけれども、検討中であるというなら、私は小川さん、与謝野さんの良識を信用して検討を待ちましょう。ただし、私どもとしては、先ほど言いましたように、オリンピック憲章の精神に従って委員会は特に努力すべきである、その変更を要求する事情というものは私はないと思っているのですが、それについてそういう精神でひとつ早く検討して、次の委員会で報告をしていただきたい、こういうふうに要望いたしますが、与謝野総長のこれに対する所感を伺って私の質問は終わりにいたします。

○与謝野参考人 実は朝鮮の出場者の問題につきましては、最近ようやく回答が出たような次第でありまして、今日まで、選手、役員の入国いたします経路についてオリンピック委員会のほうから何ら連絡がなかったものでありますから、今後検討しなくてはならないということを申し上げたわけでありま。今後関係機関と連絡してできるだけ早く検討したいと思っております。

○穂積委員 それじゃ次の機会に御回答と質問を留保いたしまして、これで終わります。

○島村委員長 本日はこの程度にとどめ、散会いたします。
午後零時三十分散会

オリンピック東京大会準備促進特別
會議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二	三	おっしゃた	おっしゃった	
六	三	建設中に	建設中の	
九	五	かかっても	かかって	